第 13 回中央執行委員会／2014.10.17

2015 年度税制改正に向けた当面の対応について

連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けた税制改革として「第 3 次税制改革基本大綱」（2011 年 6 月中央委員会確認）の実現に取り組んでいる。具体的には、「2014～2015 年度 政策・制度 要求と提言」および「2015 年度 連合の重点政策」の実現に向けて「2015 年度政策・制度実現の取り組み方針（その 1)」（2014 年 9 月 19 日中執確認）に基づく取り組みを展開している。

2015 年度税制改正に向けては、所得再分配機能の強化をはじめ、「公平・連帯・納得」の税制改革を着実に進めていく必要がある。連合は、12 月中を目途とする政府「平成 27 年度税制改正大綱」の取りまとめに向けて論議が本格化する中で、連合の考え方を反映させるべく、今次改正に向けた課題や当面の対応を以下に整理する。

Ⅰ．当面する税制改正のテーマ

2014 年度税制改正は、復興特別法人税の前倒し廃止をはじめとする企業減税を中心とするものであり、また、2012 年 8 月に成立した社会保障・税一体改革関連法において税制抜本改革の課題として提起された個人所得課税、自動車税制、地方税制の見直しは、いずれも踏み込み不足、不十分なものであった。

政府は、今次改正において、法人税率の引下げ、配偶者控除の見直し、消費税における軽減税率の導入検討など、働く者・生活者にとって重要な多くの課題を検討予定である。また、本年 12 月に消費税率 10%への引上げについて判断を行うとしている。

連合は、働く者・生活者の暮らしの底上げをはかる観点から、以下をテーマとして設定し、取り組みを進めていく。

１．税による所得再分配機能の回復・強化
２．消費税率引上げに伴う課題
３．法人税改革に関連する課題
４．自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保
５．納税者の立場に立ったわかりやすい税制の実現

Ⅱ．2015 年度税制改正における具体的課題および連合の考え方

１．税による所得再分配機能の回復・強化

○2013 年度税制改正で所得税の最高税率の引上げや相続税の基礎控除縮小が盛り込まれたものの、課税対象者の拡大は僅かである。更なる累進性強化など所得再分配機能の強化に向けて、税率構造の見直しなどを進める。

○人的控除の見直しについては、配偶者控除に限定するのではなく、所得控除の税額控除化・手当化など、所得再分配機能の強化を念頭に人的控除全体の見直しを行う。その中で、配偶者控除は扶養税額控除に整理統合する。

【第 3 次税制改革基本大綱】
・人的控除は、できるだけ社会保障給付や各種支援施策等に振り替え、残すものは、所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
・配偶者控除は、扶養税額控除に整理統合する。

・低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額に相当する金額を所得税から控除する仕組み（勤労税額控除）を導入する。

【2015 年度 連合の重点政策】

・所得税や相続税の累進性の強化、総合課税化をめざしつつ金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除は、所得控除から税額控除に変えることを基本とする。特定支出控除について対象項目を追加・拡大する。また、勤労税額控除の制度化を進める。

２．消費税率引上げに伴う課題

（１）消費税率の10%への引上げ判断

○社会保障制度の充実・安定化に必要な財源を確保するため、以下の対応を前提に、消費税率の 10%への引上げについて、社会保障・税一体改革関連法に基づく適切な対応（判断）を行う。

・2014 年 7-9 月の経済成長率（1 次速報値：11 月 17 日公表予定、2 次速報値：12 月 8 日公表予定）や物価動向等、各種経済指標を十分に精査する。

・単なる増税ではなく、社会保障制度の充実・安定化に向けた道筋をつけるとともに、引上げ分を社会保障制度に全額充当する。

・増税により懸念されるマイナス影響を最小限に抑えるため、低所得者層に対する対策、駆け込み需要の反動への対策、消費税を円滑かつ適正に価格転嫁しやすくするための対策などを着実に実施する。

【第 3 次税制改革基本大綱】

・消費税（国税）は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策に充当する。

・基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策に今後必要となる給付費の増加およびこれら制度の機能強化等に要する財源として、消費税を段階的に引き上げる。

（２）低所得者対策および消費税制度の持つ諸課題への対応

○与党が消費税率 10%時に導入するとしている軽減税率制度については、高所得者にも恩恵が及ぶ、対象品目の線引きが難しい等の問題・課題が多い。

○消費税率の引上げに際しての低所得者対策については、マイナンバー制度の実施・活用、所得や世帯状況の把握に係る国税当局と市町村等との情報連携および不正受給の防止等の態勢整備を前提に、給付付き税額控除（消費税税額控除）制度を導入する。本制度導入までの間は現行の簡素な給付措置について必要な改善や給付水準のあり方等を検討した上で、これを継続する。

○消費税転嫁対策特別措置法などに基づき公正な価格転嫁対策を強化する。

○インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点廃止に向けた検討を進める。

【第 3 次税制改革基本大綱】

・課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を還付する制度を導入する。軽減税率は導入しない。

【2015 年度 連合の重点政策】

・消費税率の引き上げに際しては、消費税転嫁対策特別措置法などに基づき公正な価格転嫁対策を強化する。低所得者対策として、単一税率の維持を前提に給付付き税額控除を導入する。また、インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点の廃止などにより、消費税制度の透明性向上に向けた検討を進める。

３．法人税改革に関連する課題

（１）法人税率の引下げ

○政府は、「日本再興戦略」改訂 2014 において、数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指し、来年度からこの引下げを開始するとしている。法人税率の引下げを行う場合には、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とする。また、過去に実施済の減税措置の政策効果を検証・公表し、法人税率引下げの当否について国会での審議を尽くす。

○恒久的な代替財源の確保については、租税特別措置の見直しなど、まずは法人税の枠内における税収中立をはかることを基本とする。

○グローバル企業の租税回避や、いわゆる「法人成り」(※) の問題等について、課税の適正化に向けた対策を強化する。

（※）個人事業者が所定の手続きを行い、株式会社等の法人に成り代わること。法人化により節税メリットが生じる場合が多いことから、個人事業者との間の課税不均衡の問題が指摘されている。

【第 3 次税制改革基本大綱】

・社会保険を原則すべての雇用者に適用する（ペイロールタックス化：支払い総賃金額をベースに保険料率を乗じる方式）。

・タックスヘイブン（租税回避地）対策の強化や租税条約の締結などに取り組む必要がある。

【2015 年度 連合の重点政策】

・法人税の租税特別措置等について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止するなど不断の見直しをはかる。また、企業の社会的責任に見合った税・社会保険料負担となるよう、原則すべての雇用者に社会保険を完全適用すること、原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することなどの改革を行う。

（２）法人事業税における外形標準課税の見直し

○外形標準課税の対象法人（現在は資本金１億円超の普通法人が対象）を拡大する。その際、中小企業に対する雇用安定控除の比率を引き上げる。実施時期については、雇用や所得に与える影響および中小企業の業績回復の状況などを見極め、慎重に検討する。

○付加価値割の比重については、雇用や所得に与える影響などを考慮し、現行の課税標準（所得割 7.2%・付加価値割 0.48%・資本割 0.2%）を維持する。

【第 3 次税制改革基本大綱】

・法人事業税における外形標準課税を原則すべての法人に適用する。中小企業については、雇用安定控除の比率を引き上げる。

【2015 年度 連合の重点政策】

・企業の社会的責任に見合った税・社会保険料負担となるよう、原則すべての雇用者に社会保険を完全適用すること、原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することなどの改革を行う。

（３）中小法人課税の見直し

○雇用の 7 割を支える中小企業について、法人税の軽減税率を基本税率の 1/2 の水準とする（現在、法人税の基本税率 25.5%に対し、中小企業には 800 万円以下の

所得に 19%の軽減税率が適用されている。さらに、リーマンショック後の対応として、租税特別措置により 2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度において 15%の軽減税率が適用されている。)。

【第 3 次税制改革基本大綱】
・中小企業基本法にあわせる方向で、税法における中小企業の定義を見直す。
・中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の 1/2 の水準とする。

（4）その他の論点

①租税特別措置の見直し

○租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止する一方で、有効であるものは恒久化する。

【第 3 次税制改革基本大綱】
・法人税の租税特別措置および各種引当金、準備金については、ｱ)政策手段として税が適当か、ｲ)政策目的達成のために効果的な措置であるか、ｳ)その政策目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、ｴ)利用実態が特定の者に偏っていないか、ｵ）創設後長期間にわたっていないかについて吟味し、不断の見直しをはかる。

【2015 年度 連合の重点政策】
・法人税の租税特別措置等について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止するなど不断の見直しをはかる。

②欠損金の繰越控除制度の見直し

○控除上限の引下げや控除期間の延長等を見直し、納税企業の割合を増やすとともに、税収の安定化をはかる。

【第 3 次税制改革基本大綱】
・欠損金の繰越控除を控除前所得の5割に制限、控除期間を15年程度に延長する。

4．自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

○自動車取得税は、消費税率の 10%への引上げ時期に関係なく速やかに廃止する。また、抜本的な軽減・簡素化に向けた改革を行う。

○地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。

【第 3 次税制改革基本大綱】
・自動車取得税を廃止する。
・自動車重量税を廃止し、自動車保有に関わる税のあり方を抜本的に見直し、軽減・簡素化をはかる。税体系は、総合的に環境への負荷の要素を組み込んだものとし、物流・公共交通機関（バス・タクシー・トラック）及び軽自動車に軽減措置を講じる方向で検討する。
・走行段階の燃料課税については、いわゆる「暫定税率」を廃止した上で、道路等社会インフラの整備のための費用の分担、地球温暖化対策の視点等から、課税根拠、税率のあり方を検討する。
・地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とする。

【2015 年度 連合の重点政策】
・自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。また、個別間接税の課税根拠を整理する

とともに、二重課税については是正をはかる。
・税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行う。

５．納税者の立場に立ったわかりやすい税制の実現

○マイナンバー制度の円滑な実施に向けて、個人情報の厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の懸念を払拭するための措置を講じる。

○「納税者権利憲章」の制定など納税者主権の確立に向けた改革を実現する。

【第３次税制改革基本大綱】
・納税者の目線から、納税者の権利と義務をわかりやすく明示した「納税者権利憲章（仮称）」を制定する。
・給与所得について、申告納税制度と年末調整を選択できる制度とする。
・税の使途や税に関する情報、中央・地方双方の財政の実態、審議会等の公開など、国民・納税者が税の使途を理解するのに必要な情報の開示を徹底する。
・税のもつ意義・目的、税に関わる国民の義務と権利、ライフステージごとの負担と受益の関係などについて、子どものころから租税教育をしっかり行う。

【2015 年度 連合の重点政策】
・政府税制調査会で議論が進められている社会保障・税の共通番号（マイナンバー）制度については、法の施行に向けて、個人情報の厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の懸念を払拭する措置を講じる。また、納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。

Ⅲ．当面の取り組みについて

連合本部、構成組織、地方連合会においては、以下の取り組みを進める。

１．連合本部

○政府・政党の方針に対する意見反映をはかる。具体的には、与党および政府における「平成 27 年度税制改正大綱」への意見反映に向けて、政府（財務省）や与野党（税制調査会）への要請行動を適宜実施する。

○政策ニュースレターを随時発信し、2015 年度税制改正の動きについて構成組織・地方連合会に周知する。

○政府の税制改革の方向性や、具体的な制度見直しにおける検討課題などを共有し相互理解をはかるため、「2015 連合税制改正フォーラム」を年内に開催する。

○税制改革の課題と対応について組織内の問題意識を共有するため、「あなたの税金計算シート」等の学習会資料を作成する。

○2015 年度税制関連法案の国会審議段階で院内集会・傍聴行動等を開催し、議員への働きかけを強化する。

２．構成組織・地方連合会

○組織内学習会や、組織内議員・推薦議員等との意見交換、要請などに取り組む。

○連合本部主催の院内集会・傍聴行動、および学習会等に参加する。

○税制をテーマにしたキャンペーン活動などを通じ、組織内外での世論形成に取り組む。

以　上